

米子市 重層的支援体制整備事業 実施計画

令和4年5月

米子市福祉保健部福祉政策課

目次

1	重層的支援体制整備事業の実施背景	2
2	重層的支援体制整備事業実施計画の策定	3
(1)	計画の位置付け	3
(2)	計画期間	4
(3)	計画の策定にあたって	4
3	米子市における重層的支援体制整備事業	5
(1)	重層的支援体制整備事業の概要	5
(2)	拠点としての「総合相談支援センター」	6
(3)	各事業の実施内容及び実施体制	7

1 重層的支援体制整備事業の実施背景

少子高齢化の進行、地域住民同士のつながりの希薄化、核家族化、単身世帯の増加による介護者・子育て中の親の孤立などを背景に、問題が複雑化し既存の福祉制度だけでは解決が難しい問題などへの対応が課題となっています。

このような課題に対応するためには、分野ごとの「縦割り」や「受け手」と「支え手」、「官」と「民」という関係性を超えて連携していく仕組みを構築していくことが重要です。この仕組みを実現するために令和2年3月に米子市と米子市社会福祉協議会が共同して「米子市“つながる”福祉プラン（米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を策定しました。

この計画の基本目標の実現のためには、各分野単独ではなく分野横断的な取組を進めていく必要があります。米子市では社会福祉法に規定された重層的支援体制整備事業に取り組むことといたしました。

当事業の開始を令和4年度と定め、令和3年度より米子市福祉政策課に総合相談支援員（コミュニティソーシャルワーカー）を新たに2名配置し、重層的支援体制整備事業への移行準備事業に取り組み、事業開始の準備に取り掛かりました。

そして、令和4年4月に重層的支援体制整備事業の拠点として、「米子市ふれあいの里総合相談支援センター」を開設し、重層的支援体制整備事業を実施します。

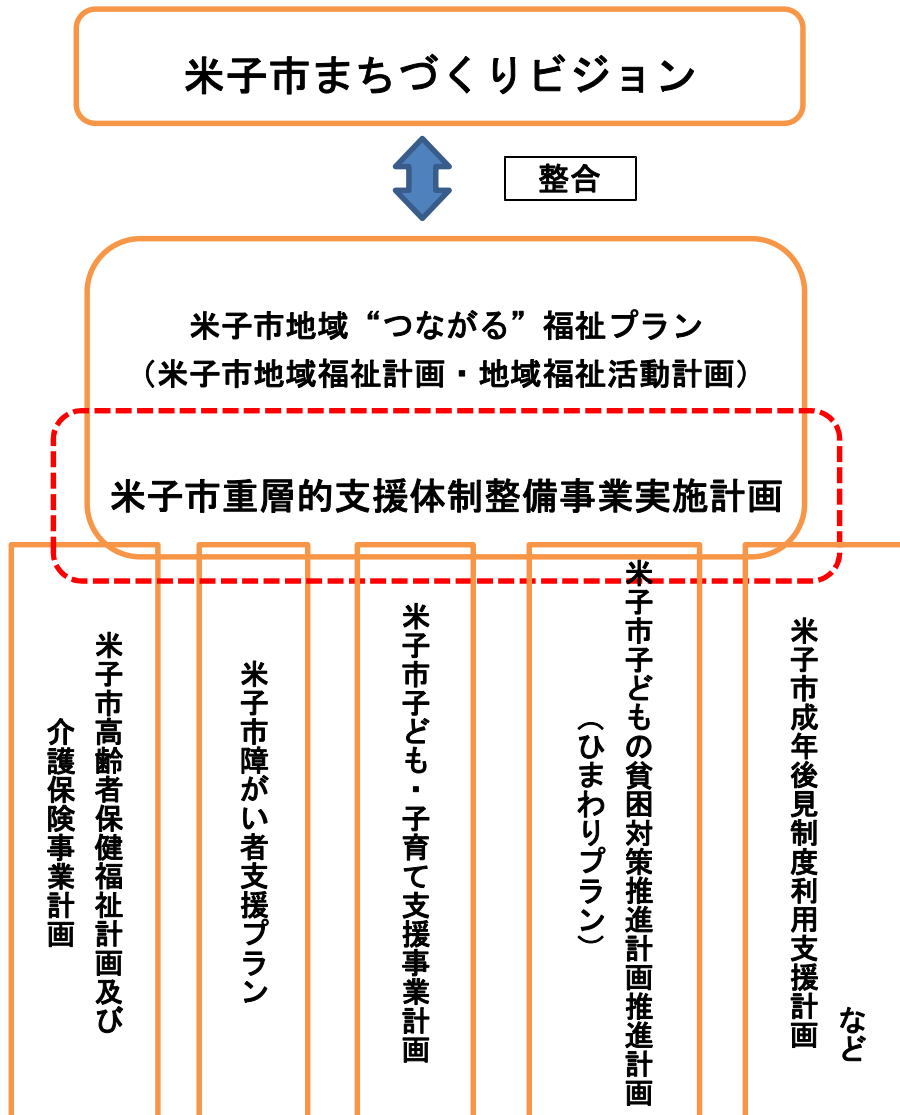
2 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

(1) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、事業の提供体制に関する事項等を定めた実施計画です。

また、本計画は、上位計画である「米子市“つながる”福祉プラン（米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」の基本理念に基づき、特に包括的な相談支援体制の整備について、より具体的に実施するために必要な事項を定めるものです。

併せて、米子市まちづくりビジョンや各分野別の計画とも整合するよう取り組んでまいります。



(2) 計画期間

本実施計画の期間は、「米子市“つながる”福祉プラン（米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」に合わせて令和6年度までとし、年度ごとに実績に対する評価を行い、改善点等を見つけ出し取組の見直しを行います。

(3) 計画策定にあたって

本計画の策定にあたっては、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会にて計画の検討を行います。また、計画の評価・見直しにおいても同委員会にて検討いたします。

※米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会とは・・・

米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定、検討及び評価等を行うため設置した協議体であり、行政職員や民間団体、学識経験のある者、公募による一般市民等で構成されています。

3 米子市における重層的支援体制整備事業

(1) 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業とは、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業という3つの支援を柱とし、これらの支援を効果的かつ円滑に実施するために、④多機関協働事業、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を新たな機能として強化し、①～⑤までの事業を一体的に実施するものです。

重層的支援体制整備事業においては、抱える課題が複雑化・複合化していることから課題解決に向かいにくいケースへの対応が想定されます。このため、従来の課題解決型の支援ではなく、課題を抱えた人及び世帯に寄り添い伴走していく伴走型支援を念頭に当事業を実施していきます。

(2) 拠点としての「総合相談支援センター」

重層的支援体制整備事業を実施するための拠点として、「総合相談支援センター」を設置します。将来的に総合相談支援センターは、「地域“つながる”福祉プラン」に基づき設定する福祉圏域（7圏域を想定）ごとに設置を目指します。

総合相談支援センターは、既存の地域包括支援センターを基盤として整備し、今まで培ってきた地域包括ケアシステムと、重層的支援体制の一体化を図ります。

なお、令和4年に設置した1か所目の総合相談支援センターである「ふれあいの里総合相談支援センター」は、将来に渡って市全体を統括するための特別な機能を有することとします。

【総合相談支援センターの機能】

- ・ 属性を問わず、あらゆる生活福祉相談を受け止める総合相談窓口
- ・ 地域住民と連携し、地域資源等を開発していく地域づくり支援事業
- ・ 既存の制度では対応できない課題に対応する社会資源を開発し、その社会資源と支援が必要な方をつなげていく参加支援事業
- ・ 地域包括支援センター

【ふれあいの里総合相談支援センターの特別な機能】

「総合相談支援センター」の機能に加えて以下の機能を有する。

- ・ 支援が必要な方をチームで支えていくために支援関係者の役割調整や後方支援を行う多機関協働事業
- ・ 成年後見制度の利用支援を図るための中心的な存在である中核機関
- ・ 各センター、支援関係機関のバックアップ、人材育成
- ・ 市全体の支援関係機関等のネットワーク管理

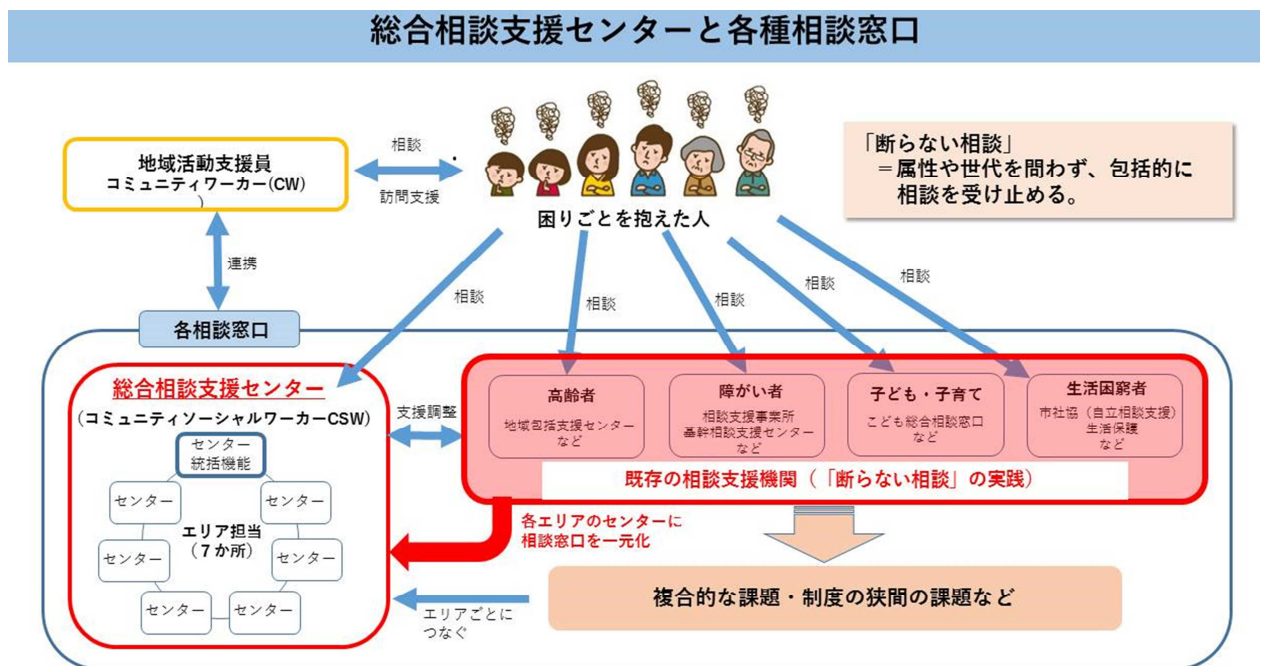
(3) 各事業の実施内容及び実施体制

① 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

総合相談支援センターにおいて、属性を問わない相談窓口として「総合相談窓口」を整備するとともに、各分野において既に実施されている介護、障がい、子育て、生活困窮等の相談窓口とも連携し、一体的に相談を受け止める包括的相談支援体制を構築します。

また、各分野の相談窓口において福祉ニーズ等を丁寧にお伺いし、適切な福祉サービス等につなげられるように「断らない相談」を推進します。

○包括的相談支援体制のイメージ図



○実施内容及び実施体制

主な対象分野	実施事業	実施体制
すべて	総合相談支援センター	【支援対象者】 すべての市民 【設置箇所数】 1 ※将来的に7カ所を整備予定 【設置形態】 直営 ※全体を統括する「ふれあいの里総合相談支援センター」は直営とします。

高齢者	地域包括支援センター	<p>【支援対象者】 主に65歳以上の高齢者</p> <p>【設置箇所数】 7</p> <p>※将来的に総合相談支援センターとして整備予定。</p> <p>【設置形態】</p> <p>直営1（福祉政策課（米子市ふれあいの里地域包括支援センター）） 委託6</p> <p>【実施内容】</p> <p>・高齢者の方の相談をお受けし、適切なサービスの紹介や、介護予防サービスのケアプラン作成などを行います。また、高齢者が安心して暮らせる地域づくりのため、医療、福祉等の様々な社会資源の連携を図ります。</p> <p>【実施機関】</p> <p>米子市ふれあいの里地域包括支援センター</p> <p>※米子市ふれあいの里総合相談支援センター内に設置</p> <p>淀江地域包括支援センター（社会福祉法人いずみの苑） 尚徳地域包括支援センター（社会福祉法人こうほうえん） 住吉・加茂地域包括支援センター（社会福祉法人こうほうえん） 義方・湊山地域包括支援センター（医療法人厚生会） 箕蚊屋地域包括支援センター（社会福祉法人博愛会） 弓浜地域包括支援センター（社会福祉法人真誠会）</p>
子ども	こども総合相談窓口	<p>【支援対象者】 18歳未満の子ども及びその家族等</p> <p>【設置形態】 直営（こども相談課）</p> <p>【実施内容】</p> <p>・18歳未満の子どもやその家族からの相談をお受けし、適切な子育て支援サービスや専門機関の紹介などを行います。</p>
障がい	米子市障がい者基幹相談支援センター	<p>【支援対象者】 障がいのある人及びその家族等</p> <p>【設置箇所数】 1</p> <p>【設置形態】 直営（障がい者支援課）</p> <p>【実施内容】</p> <p>・障がいのある方の相談支援の中核機関として、相談支援事業所への専門的指導や人材育成、相談対応等を総合的・専門的に行います。</p>
障がい	障がい者相談支援事業	<p>【支援対象者】 障がいのある人及びその家族等</p> <p>【設置箇所数】 4</p> <p>【設置形態】 委託</p> <p>【実施内容】</p> <p>・障がいのある方やその家族からの相談をお受けし、障がい福祉に</p>

		<p>関する情報や専門機関の紹介、福祉サービスの手続き支援などを行います。</p> <p>【実施機関】 障害者生活支援センターすてっぷ（社会福祉法人あしーど） 障害者生活支援センターまちくら（社会福祉法人地域でくらす会） 障がい者支援センター和おん（社会福祉法人もみの木福祉会） 相談支援事業所エポック翼（社会福祉法人養和会）</p>
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	<p>【支援対象者】 生活に困窮している、又は生活困窮に陥る恐れのある人及びその家族等</p> <p>【設置箇所数】 1</p> <p>【設置形態】 委託</p> <p>【実施内容】 ・生活に困窮している方やその家族からの相談をお受けし、適切な支援が受けられるように関係機関に紹介したり、支援プランを作成し実際の支援を行います。</p> <p>【実施機関】 米子市社会福祉協議会</p>

② 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施する中で、既存の制度では解決に向かいにくいケースを検討し、特に社会で孤立しがちな人に対し、地域の社会資源などを活用しながら、社会とのつながりを作るための支援を行います。

また、従来では、支援を受ける側とされる子ども、高齢者、障がい者等や、自治会活動等に参加しにくかった勤労世代の方々が、地域の中で役割を持ち、気軽に余暇を利用して自分のできる範囲で社会参加ができるボランティア活動の仕組みを作ります。

○実施内容及び実施体制

実施事業	実施体制
総合相談支援センター	【設置箇所数】 1 【設置形態】 直営（米子市ふれあいの里総合相談支援センター） 【実施内容】 ・多機関協働事業等で発見された支援ニーズを基に、地域福祉活動支援員やボランティア等と連携し社会資源の創出や、社会資源と支援ニーズを有する人とのマッチングを行います。
地域力強化推進事業	【設置形態】 委託 【実施機関】 米子市社会福祉協議会 【実施内容】 ・総合相談支援センターと連携しながら、地域の多様な主体へ働きかけ、新たな社会資源の創出や住民活動の支援を行います。

③ 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

介護、障がい、子育て、生活困窮等の各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業を活かして、多様な属性の住民同士が交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域のプラットフォーム形成、地域における資源開発、支援ニーズと地域資源のマッチング等を行えるよう地域における取組のコーディネート等を実施します。

○実施内容及び実施体制

実施事業	実施体制
地域力強化推進事業	<p>【設置形態】 委託</p> <p>【実施機関】 米子市社会福祉協議会</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動支援員を配置します。 ・多様な住民同士が交流できる場や居場所を整備し、地域のプラットフォーム形成を通じて地域活動の活性化を図ります。 ・地域における共助のしくみを構築するため、地域資源開発を支援します。 ・複雑化・複合化した支援ニーズを持つ人の社会参画を図るため、その人を地域資源に繋げます。
公民館を拠点としたまちづくり	<p>【設置形態】 直営（地域振興課）</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に29カ所ある公民館を各地域のまちづくり拠点として定め、「地域住民のための地域再発見表」等を通じて、地域の活性化及び課題解決に取り組みます。 ・地域活動支援員を配置し、公民館を拠点としたまちづくりの支援を実施します。
子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）	<p>【支援対象者】 乳幼児等とその保護者等</p> <p>【設置箇所数】 7 ※うち2カ所は令和4年度開設</p> <p>【設置形態】</p> <p>〔直営〕</p> <p>弓ヶ浜子育て支援センター 福原子育て支援センター 米子市子育てひろば支援センター</p> <p>よどえ子育て支援センター ※令和4年度開設</p> <p>〔委託〕</p>

	<p>キッズタウン子育て支援センター 新開子育て支援センターCHUCHU みのかや子育て支援センターたんぽぽ ※令和4年度開設</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者同士の交流の場を提供し、また子育てサークルへの支援を行うことにより、保護者同士の相互支援関係の構築を支援します。
<p>地域活動支援センター</p>	<p>【支援対象者】 障がいのある人</p> <p>【設置箇所数】 5</p> <p>【設置形態】 委託</p> <p>【実施機関】</p> <p>あかり広場（NPO 法人あかり広場） おおぞら（NPO 法人地域活動支援センターおおぞら） ひまわり倶楽部（NPO 法人ひまわり倶楽部） 日の出作業所（NPO 法人日の出） ひまわり（NPO 法人みすず）</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人の居場所として、創作的活動や生産活動の機会を提供し、地域とのつながりを構築します。

④ 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号及び第6号）

多機関協働事業とは、包括的相談支援体制等によりつながれたケースのうち、従前の縦割りの仕組みでは対応困難な複雑化・複合化した支援ニーズを有するケースに対して、課題の把握・整理や支援の方向性の整理、支援プランの作成、各支援関係機関の役割分担等のチーム支援とそのコーディネートを行う事業のことであり、本市はこの事業を実施します。

本事業においては、各支援関係機関との情報共有や連携が不可欠であり、事業を円滑に実施するために「米子市重層的支援会議」を実施するとともに、必要に応じて直接アセスメントを行います。

○実施内容及び実施体制

実施事業	実施体制
多機関協働事業	<p>【支援対象者】 複雑化・複合化した課題を抱える人及び世帯、支援関係機関</p> <p>【設置形態】 直営（米子市ふれあいの里総合相談支援センター）</p> <p>【実施内容】 ・複雑化・複合化した支援ニーズを有し、通常の連携体制では対応が困難なケースについて「米子市重層的支援会議」等を利用し、課題、支援の方向性の整理、プラン作成、支援関係機関の役割分担等を行います。</p>
米子市重層的支援会議	<p>【支援対象者】 複雑化・複合化した課題を抱える人及び世帯、支援関係機関</p> <p>【設置形態】 直営（米子市ふれあいの里総合相談支援センター）</p> <p>【実施内容】 ・多機関協働事業等によって作成した支援プランの適切性の協議や支援プラン終結の評価、必要な社会資源開発に向けた検討等を行います。 ・複雑化・複合化した課題を抱える人及び世帯について、支援関係機関等が情報共有し、支援方針等を検討します。</p> <p>【実施方法】 ・「米子市ふれあいの里総合相談支援センター」が主催し、基本的に月1回の開催としますが、必要に応じて随時開催もいたします。</p>

	<p>【会議の位置付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米子市における「米子市重層的支援会議」は、国が定めた自治体事務マニュアル等において示されている「重層的支援会議」、「支援会議」の2つの会議機能を持たせ運営いたします。 <p>※支援会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・社会福祉法第106条の6に規定される会議であり、地域において支援関係機関が個々に把握している支援を要する方の情報を共有し、必要な支援体制の検討を行います。会議の構成員に守秘義務を設けて行います。 <p>※重層的支援会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・多機関協働事業等によって作成した支援プランの適切性の協議や支援プラン終結の評価、必要な社会資源開発に向けた検討等を行います。個人情報の取扱いについては、本人同意を得て行います。
--	--

⑤ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第106条の4第2項第4号)

複合化・複雑化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人の情報をキャッチし、本人やその家族に対して家庭訪問等による働きかけを行い、それらの人と信頼関係を構築しながら必要な支援を届けます。

○実施内容及び実施体制

実施事業	実施体制
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	【支援対象者】 必要な支援が届いていない人及びその家族 【設置形態】 委託 【実施機関】 民間事業所等 【実施内容】 ・米子市重層的支援会議において検討された支援方針に基づき、実施機関が対象者へ家庭訪問等の働きかけを行います。